

令和3年

第12回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年12月27日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第12回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第12回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年12月27日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

4番 本間 多佳子	5番 皆川 光浩	3番 上松 千恵
10番 渡邊 悟	11番 五十嵐 佐敏	6番 見尾田 正行
13番 松田 昭悦	14番 笠原 尚美	9番 菅井 茂
16番 大堀 哲男	17番 小林 章男	15番 柳 壽一
19番 小嶋 覚		18番 相馬 重男

○推進委員

1番 渡邊 聡	5番 宮嶋 市郎	3番 辻 繁雄
7番 羽田 正栄		6番 能勢山 嘉雄
10番 伊藤 剛栄	11番 細山 徹也	9番 小林 隆司
	14番 青木 等	12番 長谷川 政男
		15番 蕪木 緑

3 欠席委員

○農業委員

1番 曾我 憲司
2番 渡辺 隆
7番 阿部 萬紀夫
8番 齋藤 瑞穂
12番 遠山 登

○推進委員

2番 加藤 卓也
4番 中村 孝幸
8番 上松 浩二
13番 松崎 学

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	斎藤 和彦
次長	木村 秀行
係長	斎藤 恵
主幹	山崎 一之
主任	長谷川 幸太

7 会議の日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用配分計画の決定について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 事業計画変更の承認申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋） 定刻となりましたので、ただ今より令和3年12月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、14名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、1番 曾我 委員、2番 渡辺 委員、7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、12番 遠山 委員の5名です。

推進委員の欠席は、2番 加藤 推進委員、4番 中村 推進委員、8番 上松 推進委員、13番 松崎 推進委員の4名です。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

4番 本間 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認め、議事録署名委員を、4番 本間 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。

それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。

今月は94件あります。

契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が1件、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が3件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が81件、農用地利用集積計画の使用貸借権設定の解約が1件、農地中間

管理事業の賃貸借権設定の解約が8件です。

解約事由で主なものでは、地域集積に関連した解約が多数提出されています。

前山地区の地域集積に関連した解約が、1ページの200番ほかで、10件あります。

関屋地区の地域集積に関連した解約が、1ページの182番ほかで、14件あります。

法柳新田・金淵乙地区の地域集積に関連した解約が、9ページの133番ほかで、24件あります。

続きまして、農地中間管理権設定のための解約が、9ページの131番ほかで、19件あります。

借受人が他の農地を農地中間管理事業で借りており、中間管理にまとめた方が便利のため解約して中間管理に替えるものと、11ページの137番のように、農協が間に入っている農地利用集積円滑化事業の契約が今年度中に終了するので、契約終了を待たずに解約して中間管理に替えるものが多数提出されています。

50ページの受付番号116番は、保田字義京免（ギキョウメン）、合計2筆で1,972㎡、解約事由が「転用のため」です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第4 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局
（斎藤）

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和3年11月30日開催の定例総会で承認された、農地中間管理権設定の農地等全94件、851筆、807,575㎡について、報告します。
配分は92件、移転は2件となっております

初めに、配分については、議案書の57ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年1月28日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年1月29日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、57ページ500番、151ページ593番です。

移転後の開始は、令和4年1月29日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の153ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が14件と使用貸借権設定1件です。
所有権移転から説明いたします。
受付番号32番、下福岡字家ノ浦（イエノウラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積2,064㎡です。
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で700,000円の売買です。
受付番号34番、上江端字上ノ山（カミノヤマ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積168㎡です。
譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で54,600円の売買です。
受付番号35番、法柳字村下（ムラシタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,021㎡です。
譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で250,000円の売買です。
受付番号36番、村杉字大野地（オオヤチ）、地目は台帳・現況がともに

田、地積769㎡、これを含めまして合計2筆で1,618㎡です。
譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で200,000円の売買です。
受付番号37番、山寺字渡戸下（ワタリドシタ）、地目は台帳が原野、現況が畑、地積324㎡、これを含めまして合計2筆で558㎡です。
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「相手方の要望」です。
契約の内容は、総額で200,000円の売買です。

154ページになります。

受付番号38番、保田字源四郎（ゲンシロウ）、地目は台帳・現況がともに田、地積611㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で150,000円の売買です。

受付番号39番、保田字源四郎（ゲンシロウ）、地目は台帳・現況がともに田、地積511㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で130,000円の売買です。

受付番号40番、城字浦田（ウラタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積2,023㎡です。

譲受・譲渡理由は「親族より受贈」と「親族への贈与」です。

契約の内容は、譲渡人の持分二分の一を譲受人に贈与するものです。

受付番号41番、保田字家脇（イエワキ）、地目は台帳・現況がともに田、地積480㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で500,000円の売買です。

受付番号43番、保田字家脇（イエワキ）、地目は台帳・現況がともに田、地積883㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で900,000円の売買です。

受付番号44番、保田字家脇（イエワキ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,903㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で2,000,000円の売買です。

受付番号45番、下里字儘ノ上（マモノウエ）、地目は台帳が田、現況が畑、地積721㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

155ページになります。

受付番号46番、飯山新、地目は台帳・現況がともに田、地積3,048㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「経営規模の縮小」です。

契約の内容は、総額で1,536,550円の売買です。

受付番号47番、飯山新、地目は台帳・現況がともに田、地積1,753㎡、これを含めまして合計2筆で4,323㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「経営規模の縮小」です。

契約の内容は、総額で2,179,300円の売買です。

続きまして、使用貸借権設定ですが、受付番号33番は農業者年金受給中のため再設定するものであり、説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについてですが、最初に、新規参入になります受付番号46番・47番以外の案件について、説明を申し上げます。

申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また「地域との調和要件」については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

続きまして、新規参入になります受付番号46番・47番について、説明を申し上げます。

申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取から、農業機械はトラクターしか持っていないが、地域の農家さんなどの協力を得ながら稲作に新規参入する計画で、耕作が行われるものと判断いたしました。

次に「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離から問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については要件を満たしております。

また「地域との調和要件」については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、46番及び47番案件の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長から報告があります。

農地部会長
（見尾田）

6番、見尾田です。

この度、阿賀野市の農地を新規に取得する申請者から、新規参入計画書の提出があり、事前聴取したので報告いたします。

提出のあった新規参入計画書に基づき、六役と本会事務局長で、審査させていただきました。

申請者は、議案書の議案第1号、46番案件と47番案件で、農地法による所有権移転の受け人です。

それでは、報告いたします。

申請者は、新発田市の農地、畑を60aほど所有しておりますが、いずれは、地元、阿賀野市で本格的に農業をしたいと考えておられました。

この度、農地を手放したいと所有者の方から相談があり、申請者が事業の

経営者を退くタイミングも合ったことから、農業参入を決断されたと聞いております。

また、稲作の経験は浅いため、当面の間、地域の農業者の協力や農協指導員の助言を得ながら農業経営することも確認しております。

審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断いたしました。

以上、報告を終わりますが、皆さんの慎重なるご審議をよろしく願いいたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

農業参入審査会報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

161ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明いたします。

受付番号19番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目は台帳が田、現況が畑、地籍89㎡、これを含めまして2筆合計で142㎡です。

当初計画内容は、個人住宅建築用地です。

事業計画変更の理由ですが、当初計画者は個人住宅を建築するために、昭和44年7月28日付け新潟県指令芝農地第5194号により5条転用許可を得て所有権移転しましたが、妻の親と同居することになり、住宅建築が未実施だったところ、住宅用地として購入希望者が現れたので継承者に土地を譲ることにしたため、事業計画変更を申請するものです。

農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

場所につきましては、162・163ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原駅から東に400m程の住宅地の中にあります。

164・165ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。当該地は隣接する土地ですが更正図は分かれています。道路に面している土地は、当初計画者の所有地で登記地目は境内地となっています。

166ページは土地利用計画図・排水計画図です。図面のとおり、土地のほぼ中央に水路があり水が流れているため、市道側に住宅を建てる計画です。

現在は、車が1台の計画で、車が増えた場合は、水路に橋を架けて奥にとめる予定です。

167ページは建物平面図を掲載しております。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の7番 阿部 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書169ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

受付番号35番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が草水字向田（ムカイダ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が1.75㎡、これを含めまして合計3筆で、地積が215㎡です。

転用目的は、磐越自動車道4車線化に伴う工事用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年3月1日から令和7年2月28日まで、農地区分は、

農用地区域外にある農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない農地であり、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。

許可基準は、一時転用であり許可可能であります。

転用事由は、磐越自動車道4車線化事業に伴う工事用用地として使用するため、一時転用申請をするものです。

場所につきましては、170・171ページの位置図・案内図をご覧ください。安田地区、草水地内の磐越自動車道と藤戸川が交わる場所です。

172・173ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。申請地の周囲の工事用地は国土交通省や阿賀野市の所有地です。

174ページから176ページは土地利用計画図です。磐越自動車道を4車線化するため、現在の高速道路の南側、草水集落側に新たに高架橋を架ける計画で、その工事をするために申請地を借地し藤戸川に仮橋を架けるものです。

続きまして、177ページになります。

受付番号36番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が外城町、地目は台帳が田・現況が畑、地籍188㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年1月10日から令和4年7月10日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、市外のアパートに居住していますが、出身地である阿賀野市に戻るため、当該地を購入して住宅を新築するものです。

場所につきましては、178・179ページの位置図・案内図をご覧ください。水原地区、阿賀野市上下水道局から東へ200m程に位置しております。

180ページには、更正図に申請地を斜線で表示しております。

181ページは土地利用計画図・排水計画図になります。住宅とカーポートを建築する計画です。生活雑排水は公共下水道に接続します。

182ページは排水計画図です。雨水は道路側溝がないため、敷地の南側の溜桝から塩ビパイプを譲渡人所有の田の地中を通して排水路へ流す計画です。

183ページは建物平面図を掲載しております。

続きまして、184ページになります。

受付番号37番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目は台帳が田、現況が畑、地籍89㎡、これを含めまして2筆合計で142㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年3月10日から令和4年9月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

場所につきましては、185・186ページの位置図・案内図をご覧ください。水原駅から東に400m程の住宅地の中にあります。

187・188ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

転用事由は、上江端集落の東側、上ノ山・浦田地区の陸砂利採取を実施するために搬出入路として一時転用するもので、搬出入路として転用許可を得て3年間使用していた土地で、転用期間が1月に終了となりますが、事業がまだ終わらないため、改めて一時転用申請をするもので、やむを得ないものとして受け付けたものです。

場所につきましては、197・198ページの位置図・案内図をご覧ください。上江端集落にある祥雲寺の北側に位置しております。

199ページは、更正図と土地利用計画図になります。申請地の搬出入路部分は斜線で表示しております。

続きまして、200ページになります。

受付番号40番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字義京免（ギキョウメン）、地目は台帳・現況がともに田、地積921㎡、これを含めまして合計4筆で3,902㎡です。

転用目的は駐車場用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年1月20日から令和4年4月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。転用事由は、申請者が代表取締役をしている●●●●●●●●●●で、店舗への来客が多くなり駐車スペースが不足してきたため駐車場の増設が急がれるが、資金繰りの関係上、当該地を申請者個人で駐車場造成を行い会社へ賃貸することを計画したものです。

場所につきましては、201・202ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市役所安田支所から北西へ800m程に位置し、●●●●●●●●●●の工場や駐車場、及び自動車関連会社敷地に隣接する土地であります。

203ページは更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

204ページは土地利用計画図です。114台の砂利敷の駐車場を整備する計画です。

以上で議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

38番及び39番案件について、6番 見尾田 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
（見尾田）

6番 見尾田です。

38番案件からご報告します。

この場所は、工業団地の一角でございまして、現在、●●●●●●●●●●●●●●●●が事業を行っているところの、国道端の田んぼとなります。

周りに用排水はありますが、整地は、工場の敷地より低く、盛土をしないで、かつ用排水より低く下に整地することですので、用排水へは雨水は入らないとのことでありました。

将来は、ここに工場を増設するような話もしておりましたが、当面は、先ほど事務局から説明があったとおり、従業員の駐車場と精密機械がゆえに少

し休憩をとりながら、また、運動ができる施設を作るそうです。
何ら問題がないものと見てまいりました。

続きまして、39番案件でございます。

この場所は、1回申請・許可済みであります。1月の末に期限を迎えることから、再度、搬入道路として許可を得たいということで、申請があったものでございます。

譲受人の●●●●は、今までこの場所を何ら問題ない状況で使用してまいりました。

この辺りは、砂利採取が非常に多いところですが、他の場所を使うことが出来ない状況で、再度、申請をしなければならぬ形だったそうです。

これまでも、問題なかったものであり、これからも問題ないものと思っております。

皆様方の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

なお、35番、36番、37番及び40番案件につきましても、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の7番 阿部 委員、12番 遠山 委員が欠席のため事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局
（斎藤）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。

全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転、10件、11筆、17,972.00㎡、賃貸借権設定、105件、544筆、548,896.00㎡、使用貸借、4件、5筆、6,648.00㎡、農地中間管理権設定、88件、890筆、818,684.55㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

205ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者またはあっせん譲受等候補者名簿登載者です。

また、台帳現況地目については、いずれも田又は畑のため、地籍を含め、読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より、受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、箸木免字高見、462㎡、10a当り720,000円の売買です。

2番、堀越字蕪木、1,071㎡、3番案件と交換です。

3番、堀越字蕪木、1,080㎡、2番案件と交換です。

4番、山口字城ヶ窪、215㎡、5番案件と交換です。

5番 山口字城ヶ窪、215㎡、4番案件と交換です。

6番、村岡字道上、2,008㎡、10a当り500,000円の売買です。

7番、六野瀬字扇田、1,075㎡、総額452,000円の売買です。

206ページ、8番、粕島字内坪池、410㎡、9番案件と交換です。

9番、粕島字宮通り、446㎡、8番案件と交換です。

10番、上西野字上曾根外1筆、10,990㎡、10a当り630,000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

210ページをご覧ください。

6番、寺社字大正ワン外1筆、252㎡、10a当り22,400円の設定です。

213ページ、10番、山本新字念仏橋外1筆、3,817㎡、10a当りコシヒカリ90kgの設定です。

214ページ、13番、寺社字大正ワン、160㎡、10a当り22,400円の設定です。

15番、宮下字上谷地外10筆、7,700㎡、10a当り25,000円設定です。

222ページ、31番、下黒瀬字前川原外18筆、17,354㎡、10a当り23,000円の設定です。

238ページ、51番、折居字家ノ下外1筆、2,976㎡、10a当りコシヒカリ60kgの設定です。

240ページ、56番、畑江外2筆、3,014㎡、10a当りコシヒカリ60kgの設定です。

245ページ、67番、女堂字山田外3筆、3,609㎡、10a当りコ

シヒカリ60kgの設定です。

256ページ、83番、保田字千刈外1筆、2,611㎡、10a当りコシヒカリ90kgの設定です。

257ページ、86番、京ヶ島字古阿賀外7筆、5,344㎡、10a当り20,000円の設定です。

258ページ、87番、飯森杉字鮫面外7筆、8,549㎡、10a当り21,000円の設定です。

259ページ、88番、六野瀬字館ノ内外1筆、2,004㎡、10a当り12,000円の設定です。

261ページ、92番、堀越字市戸外2筆、4,005㎡、総額92,500円の設定です。

93番、堀越字猿橋、1,008㎡、総額23,100円の設定です。

94番、堀越字猿橋外3筆、2,138㎡、総額44,000円の設定です。

次に、使用貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

269ページ、68番、曾郷字大開、2,023㎡。

続きまして、農地中間管理権設定の案件です。

270ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和4年1月10日から令和10年1月10日また令和14年1月10日の設定となっております。

また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では10a当り10,000円から27,000円の設定となっております。

地籍も含め 読み上げは省略させていただきます。

それでは、270ページ、1番から279ページ11番まで、法柳新田・金淵乙集落地域集積関連の契約で、金淵字上谷内外81筆、91,093㎡。

295ページをご覧ください。

31番から297ページ33番まで、姥ヶ橋集落地域集積関連の契約で、姥ヶ橋字土居下外23筆、14,819㎡。

34番から325ページ57番まで、前山集落地域集積関連の契約で、前山字深田外251筆、222,869㎡。

329ページをご覧ください。

66番から、370ページ90番まで、関屋集落地域集積関連の契約で、関屋字上田外366筆、308,332.55㎡。

279ページをご覧ください。

12番、七島字羽手場外15筆、8,088㎡。

281ページ、13番、七島字前田外13筆、9,809㎡。

282 ページ、14 番、月崎字掛ケ上り外 11 筆、11, 502 m²。

283 ページ、15 番、京ヶ島字古阿賀外 1 筆、1, 129 m²。

284 ページ、16 番、深堀字久保谷地外 5 筆、3, 533 m²。
17 番、小河原字東川原外 1 筆、2, 042 m²。

285 ページ、18 番、南沖山字大坪外 4 筆、6, 812 m²。
19 番、上江端字興野前外 18 筆、11, 427 m²。

287 ページ、20 番、上江端字下上ノ山外 7 筆、9, 399 m²。

289 ページ、23 番、熊堂字大割外 9 筆、16, 921 m²。

290 ページ、24 番、上江端字浦田外 17 筆、25, 064 m²。

292 ページ、25 番、大室字家ノ下、142 m²。

293 ページ、26 番、大室字家ノ下外 4 筆、8, 293 m²。
27 番、大室字家ノ下外 4 筆、4, 905 m²。

294 ページ、28 番、大室字杉本外 1 筆、6, 119 m²。

29 番、大室字家の下外 2 筆、1, 719 m²。

30 番、大室字家の下外 2 筆、4, 605 m²。

326 ページ、58 番、上江端字興野前外 3 筆、3, 707 m²。
59 番、上江端字所曾根外 4 筆、3, 226 m²。

327 ページ、60 番、発久字道上外 5 筆、11, 077 m²。

61 番、発久字中ヤチ、2, 022 m²。

62 番、発久字宮上外 1 筆、1, 139 m²。

328 ページ、63 番、発久字道上外 2 筆、5, 992 m²。

64 番、発久字上田外 10 筆、19, 887 m²。

329 ページ、65 番、発久字上田外 2 筆、3, 112 m²。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、「基本構想に適合する」ものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作、または、養畜の事業を行う」と認められること。

農作業に、「常時従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的、かつ、安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果で

も、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、所有権移転の7番案件の譲受人は、私であります。

また、賃貸借権設定の8番、9番及び11番案件の譲受人は、4番 本間 委員が、16番、17番及び18番案件の譲受人は、「農事組合法人ファームホリコシ」で、5番 皆川 委員が関係者であります。

同じく、賃貸借権設定の85番案件の譲受人は、10番 渡邊 委員、87番案件の譲受人は、推進委員の6番 能勢山 推進委員であり、88番及び91番案件の譲渡人は、私 であります。

同様に、使用貸借権設定の19番案件の譲受人は、「農事組合法人ファームホリコシ」で、5番 皆川 委員が、中間管理事業の2番案件の譲渡人は、14番 笠原 委員が関係者となっています。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、はじめに、所有権移転の7番案件及び賃貸借権設定の88番並びに91番案件を審議いたしますので、議長を会長職務代理の14番 笠原 委員と交代し、退室いたします。

— 会長 退室 —

— 議長 交代 —

議長（笠原）

会長職務代理の笠原です。

所有権移転の7番案件及び賃貸借権設定の88番並びに91番案件につきまして、議長を務めさせていただきます。

よろしくお願いたします。

それでは、所有権移転の7番案件及び賃貸借権設定の88番並びに91番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

お諮りします。所有権移転の7番案件及び賃貸借権設定の88番並びに91番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原） 異議なしと認めます。したがいまして、所有権移転の7番案件及び賃貸借権設定の8番並びに9番1案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

小嶋 会長の入室をお願いいたします。

— 会長 入室 —

所有権移転の7番案件及び賃貸借権設定の8番並びに9番1案件について、原案のとおり承認することで審議が終了しましたので、ここで、議長を退任し、小嶋 会長と交代いたします。

ありがとうございました。

— 議長 交代 —

議長（小嶋） それでは、引き続き、「議事参与の制限」に該当する案件を、審議いたします。

続きまして、賃貸借権設定の8番、9番及び1番1案件を審議いたしますので、4番 本間 委員の退室をお願いいたします。

— 4番 本間 委員 退室 —

4番 本間 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の8番、9番及び1番1案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の8番、9番及び1番1案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがいまして、賃貸借権設定の8番、9番及び1番1案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番 本間 委員の入室をお願いいたします。

— 4番 本間 委員 入室 —

4番 本間 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、賃貸借権設定の16番、17番及び18番案件並びに使用貸借権設定の19番案件を審議いたしますので、5番 皆川 委員の退室をお願いいたします。

— 5番 皆川 委員 退室 —

5番 皆川 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の16番、17番及び18番案件並びに使用貸借権設定の19番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。貸借権設定の16番、17番及び18番案件並びに使用貸借権設定の19番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、貸借権設定の16番、17番及び18番案件並びに使用貸借権設定の19番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。

— 5番 皆川 委員 入室 —

5番 皆川 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、貸借権設定の85番案件を審議いたしますので、10番 渡邊 委員の退室をお願いいたします。

— 10番 渡邊 委員 退室 —

10番 渡邊 委員が退室されましたので、貸借権設定の85番案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。貸借権設定の85番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、貸借権設定の85番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
10番 渡邊 委員の入室をお願いいたします。

— 10番 渡邊 委員 入室 —

10番 渡邊 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、貸借権設定の87番案件を審議いたしますので、6番 能勢山 推進委員の退室をお願いいたします。

— 6番 能勢山 推進委員 退室 —

6番 能勢山 推進委員が退室されましたので、賃貸借権設定の87番案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の87番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、賃貸借権設定の87番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
6番 能勢山 推進委員の入室をお願いいたします。

— 6番 能勢山 推進委員 入室 —

6番 能勢山 推進委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、中間管理事業の2番案件を審議いたしますので、14番 笠原 委員の退室をお願いいたします。

— 14番 笠原 委員 退室 —

14番 笠原 委員が退室されましたので、中間管理事業の2番案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。中間管理事業の2番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、中間管理事業の2番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
14番 笠原 委員の入室をお願いいたします。

— 14番 笠原 委員 入室 —

14番 笠原 委員が着席されましたので、続けます。
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「 な し 」 の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「 異議なし 」 の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

— 14時40分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年12月27日

議事録署名委員 4番 ㊟

議事録署名委員 5番 ㊟

議事録署名委員 6番 ㊟

議 長
農業委員会長 ㊟